

川越市告示第 419 号

川越市地区街づくり推進条例（平成 25 年条例第 32 号）第 20 条第 1 項の規定に基づき地区計画等の素案を縦覧に供するとともに、同条第 3 項の規定に基づき意見書の提出を求める。

令和 8 年 6 月 3 日

川 越 市 長            森 田 初 恵

1 地区計画等の素案のうち、種類、名称、位置及び区域

- (1) 種            類    川越都市計画地区計画
- (2) 名            称    中福地区地区計画
- (3) 位置及び区域    川越市大字中福丑ヶ崎地内

2 地区計画等の素案の縦覧場所

川越市都市計画部都市計画課

3 縦覧期間

令和 8 年 6 月 3 日から令和 8 年 6 月 17 日まで

4 意見書の提出期間

令和 8 年 6 月 3 日から令和 8 年 6 月 24 日まで

5 意見書の提出先

川越市長 森田初恵（川越市都市計画部都市計画課）